

## 「第5期京丹後市高齢者保健福祉計画」に対する意見とそれに対する市の考え方

項目	意見要旨	市の考え方
介護保険サービスの推計 施設サービス	特別養護老人ホームの施設整備について、待機者が多く順番待ち、及び今後も増える状況であると把握しているのであれば、利用開始は次期計画では無く、平成26年としてほしい。	<p>京丹後市は、介護施設の整備において、特別養護老人ホームについては公募制を取り入れており、公募には、公募審査等の事務手続等に一定期間が必要となります。</p> <p>また、特別養護老人ホームは、府が指定する施設であり、指定までに府の補助金の審査等の期間を要し、施設の建設に取り掛かるまでに期間が必要となります。大きな施設であるため、開設時の介護職員の確保、用地の取得及び整備並びに施設建設の期間も長くかかることとなります。</p> <p>このように施設整備に一定期間を要する状況に鑑み、現実問題として次期の利用開始を予定しているものです。</p> <p>1期3年の初年度、2年度に開設した施設もありますが、前期に公募した施設で、第4期中に開設した施設は、第3期に公募したもの、また、第4期計画中に公募し、現在整備中の特別養護老人ホーム2施設は、来年度当初の開設予定です。</p>

意見に基づいた、計画の修正は行いません。